

神奈川県後期高齢者医療広域連合次世代育成支援対策推進  
法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の  
特定事業主を定める規則

令和6年3月25日

規則第3号

次世代育成支援対策推進法施行令（平成15年政令第372号）第2項の規定に基づく次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条第1項の特定事業主及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第1条第2項の規定に基づく女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条第1項の特定事業主は広域連合長とし、その任命する職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

附 則

この規則は令和6年4月1日から施行する。